

商標行政法執行証拠規定（意見募集稿）仮訳

（商標行政法執行証拠規定（征求意见稿）2024年8月19日）

第1条【制定目的と法的根拠】 商標行政法執行の指導を強化し、証拠収集、審査、認定を規範化するため、「中国行政処罰法」、「中国行政強制法」、「中国商標法」、「中国商標法実施条例」などの関連規定に基づき、本規定を制定する。

第2条【適用主体と事件範囲】 商標行政法執行担当部門が商標違法事件を調査・処分する過程での証拠収集、審査及び認定には、本規定を適用する。

「市場監督管理行政法執行電子データ証拠採取暫定規定」に電子データ証拠に対し別段の規定がある場合、その規定に従う。

第3条【証拠の概念】 本規定にいう商標行政法執行証拠（以下、証拠と略称する）とは、商標行政法執行担当部門が商標事件の事実を証明するとともに、それに基づき決定を下す資料をいう。

第4条【証拠の種類】 証拠には、以下に掲げる種類を含む：

- (1)書証
- (2)物証
- (3)視聴覚資料
- (4)電子データ
- (5)証人証言
- (6)当事者の陳述
- (7)鑑定意見
- (8)現場調書。

証拠は、事実の検証が必須であり、事件事実を認定するための根拠とすることができる。違法な手段で取得した証拠は、事件事実を認定する根拠とすることはできない。

第5条【書証】 書証（証拠書類）とは、事件に関連する事実を文字、記号、図などの形式で表現した書面資料をいう。登録商標専用権の権利基礎証明（有効な商標登録証、商標更新証明書、商標変更証明書、商標譲渡証明書、商標使用許諾証明書、国家知識産権局の商標登録証明書専用印のある商標ファイルなど）、有効身分証明書、営業許可証、振替証票、手形、帳簿、取引契約書、商標付きの商品説明書、導入マニュアル、価格表など及び被疑悪意商標登録出願文書、委託代理契約書などを含むが、これらに限らない。

前項には、電子商標登録証、電子営業許可証、電子手形などの電子形式の証拠資料を含む。

書証の採取は、以下に掲げる要件に適合しなければならない：

(1)原本を採取しなければならない。原本の採取が困難な場合、原本と照合し誤りがない複写、影印、書写を採取し、「照合し原本と一致（経核对与原件一致）」、証明日、証拠の出所を明記するとともに、証拠提供者或いは採取者が署名或いは押印する。

(2)関係部門が保管している書証原本の複写、影印、或いは書写を採取する場合、出所を明記し、当該部門が照合し誤りがないことを確認する印鑑を押印しなければならない。

(3)明細書、仕入伝票、帳簿などの書類を採取する場合、説明資料を添付するとともに、提供者の押印により確認しなければならない。

(4)公的に公開され検索可能な書証資料の場合、検索結果のプリントアウト、書写などを採取することができ、同時に照会ルートを明記する。

商標権者の係争商品或いはサービスに対する識別意見は、書証に属し、当該識別意見には、識別方法、識別根拠と識別結果を明記しなければならない。秘密保持が必要な識別方法は、明記しなくてもよい。但し、陳述するとともに書面で相応の責任を負うことを承諾しなければならない。

第 6 条【物証】 物証(物的証拠)とは、物品、痕跡などの客観的な物質実体の形状、性質、質感、仕様などで事件事実を証明する証拠をいう。登録商標専用権の侵害或いは商標管理秩序に違反して商標を使用した商品、商標標識、及び主に権利侵害商品の製造や登録商標標識の偽造に使用された材料、工具、設備などを含むが、これらに限らない。

物証の採取は、以下に掲げる要件に適合しなければならない：

- (1)原物を採取しなければならない。原物の採取が確かに難しい場合、原物と照合し誤りのない複製品、或いは当該物証を証明する写真、ビデオなどその他の証拠を採取することができる。事業現場、権利侵害品の標識、包装在庫などの写真の場合、証拠提供者が照合し誤りがないことを確認した後、原本、原物と一致し、かつ証拠採取者が日付、出所を明記し、同時に署名或いは押印する。
- (2)原物が多数の種類である場合、サンプリング採取できる。但し、商標の実際の使用状態を全面的に反映し、種類の数を数えて記録しなければならない。
- (3)インターネットや電話購入などの方式でサンプリング採取する場合、写真撮影、スクリーンショット、録音、録画などの方式で取引過程、商品解体検査及びサンプル封印などの過程を記録しなければならない。

第 7 条【視聴覚資料】 視聴覚資料とは、録音、録画、スキャンなどの技術的手段を用いて、音声、画像及びデータなどを各種記録媒体に物理的信号に変換したもので、事件事実を証明する証拠をいう。録音資料、録画資料などを含むが、これらに限らない。

視聴覚資料の採取は、以下に掲げる要件に適合しなければならない：

- (1)関連資料の原担体を採取しなければならない。原担体の採取が難しい場合、複製を採取することができる。
- (2)制作方法、制作時間、制作者などを明記する。
- (3)音声資料は、当該音声内容の文字記録を添付しなければならない。録画資料は、事件関連部分の文字記録或いは概要を添付することができる。

第 8 条【電子データ】 電子データとは、デジタル形式で記憶、処理、伝送し、事件事実を証明できる情報をいい、以下に掲げる情報、電子ファイルを含むが、これらに限らない：

- (1)文書、画像、録音資料、録画資料などの電子ファイル及びその属性情報。
- (2)ウェブページ、ブログ、フォーラムなどのネットワークプラットフォームで公開された情報。
- (3)ユーザー登録情報、身分認証情報、デジタル署名などのユーザー身分情報。
- (4)取引記録、閲覧記録、操作記録などのユーザー行動情報。
- (5)システムログ、アプリケーションログ、セキュリティログなどのシステム運行情報。
- (6)ソースコード、ツールソフトウェア、実行スクリプトなどの動作ツール情報。
- (7)各種ネットワークアプリケーションサービスに格納される事件関連情報ファイルなど。

第 9 条【電子データ記録】 電子データを採取する場合、記録を作成するとともに、以下に掲げる内容を明記しなければならない：

- (1)原記憶媒体の名称、保管場所、信号ロック状況及び強制措置の有無。
- (2)採取方法、過程、採取後の電子データの記憶媒体名称。
- (3)採取した電子データ名称、種別、ファイル形式。
- (4)電子データ証拠の完全性検査値などの事項。

第 10 条【電子データの証拠固定】 以下に掲げるいずれかに適合する場合、事件処理担当者は、印刷、写真撮影、スクリーンショット、画面録画或いは録画などの方法で関連電子データを固定することができる：

- (1)原記憶媒体を封印、押収できず、電子データを抽出できない場合。
- (2)電子データの自己破壊機能或いは装置が存在し、関連証拠を適時に固定する必要がある場合。
- (3)関連電子データを現場で表示、点検する必要がある場合。

第 11 条【証人証言】 証人証言とは、商標行政法執行担当部門に証人が行った事件事実を証明できる陳述をいう。商標権者とその他の個人がその知り得た関連状況を商標行政法執行担当部門に対する陳述を含む。

証人証言は、以下に掲げる要件に適合しなければならない：

- (1)証人の氏名、年齢、性別、職業、住所、連絡先電話などの基本状況を明記する。
- (2)証人の署名或いは押印がある。
- (3)発行日を明記する。
- (4)委任状、公印を押した営業許可証の写し、住民身分証明書の写しなど証人の身分を証明する書類が添付されている。

正しく意思を伝えられない人は、証人にならない。

立証すべき事実とその年齢、知能状況或いは精神健康状況に該当する民事行為能力のない人と民事行為能力が制限される人は、証人となることができる。

第 12 条【当事者の陳述】 当事者の陳述とは、事件事実について商標法執行担当部門に行った書面或いは口頭での陳述をいう。当事者或いはその委託代理人が調査、尋問を受けた際に行った書面陳述と口頭陳述を含む。

当事者の陳述は、以下に掲げる要件に適合しなければならない：

- (1)書面陳述の場合、原本を提供し、陳述人の氏名、年齢、性別、職業、住所などの基本的状況を明記するとともに、時間を明記し、同時に陳述人が署名或いは押印されてなければならない。
- (2)口頭陳述の場合、商標行政法執行担当部門が尋問調書を作成しなければならない。
- (3)住民身分証明書の写しなど当事者の身元を証明する書類が添付されている。

第 13 条【鑑定意見】 鑑定意見とは、資質のある鑑定機関が専門的な問題について提出した意見をいう。

鑑定意見は、以下に掲げる要件に適合しなければならない：

- (1)委託人と委託鑑定の事項、鑑定機関に提出した関連資料、鑑定根拠と使用した科学技術的手段、鑑定機関と鑑定人の鑑定資格の説明などの内容を明記しなければならない。
- (2)鑑定人の署名と鑑定機関の押印がある。
- (3)分析を通じて得られた鑑定意見の場合、分析過程を説明しなければならない。

第 14 条【現場調書】 現場調書とは、行政機関職員或いは人民法院裁判官が行政事件に関連する現場或いは物品に対し実地調査、検査、測量、図面、写真撮影などを行った記録をいう。現場検査の時間、場所、検査員の情報、当事者の情報、現場で取り調べた事実などの内容を明記するとともに、事件処理担当者と当事者が署名或いは押捺しなければならない。

当事者が署名或いは押印を拒否した場合、理由を明記しなければならない。その他の人が現場にいるときは、その他の人の署名にすることができる。

第 15 条【域外証拠】 本規定でいう域外証拠(外国の証拠)とは、主に中国領域外で形成された公文書、外国権利者の主体資格、授權文書、身分証明などの身分関係の証拠、及びその他事件事実に関連する証拠をいう。

域外証拠は、出所を明記するとともに、中国と証拠所在国が締結した関連条約に規定される証明手続きを履行しなければならない。中国香港特別行政区、マカオ特別行政区と台湾地区で形成された証拠は、関連規定に従って証明手続きを履行しなければならない。

域外証拠に係る外国語書証或いは外国語視聴覚資料は、翻訳資格を有する機関により翻訳された或いはその他の翻訳の正確な中国語訳が添付され、翻訳機関の押印或いは翻訳者の署名がなければならない。

第 16 条【直接認定証拠】 以下に掲げる事実に対し、商標行政法執行担当部門は、これを直接認定することができる：

- (1)自然法則及び定理、法則。
- (2)周知の事実。
- (3)法律規定に基づき推定される事実。
- (4)既知の事実と日常生活の経験則に基づき推定される別の事実。
- (5)立案前の検証或いは監督検査過程に法により取得した証拠資料。
- (6)行政機関により発効した決定或いは裁定、仲裁機構により発効した裁決により確認された事実、人民法院により法的効力が発効し裁判所が確認した基本的事実、すでに有効な公証文書で証明された事実などすでに法に基づき証明された事実。
- (7)政府部門がその職権範囲内で作成した文書に記載される事項。

前項第 2 項から 7 項について、当事者に相反する証拠がある場合を除く。

第 17 条【その他の部門の採用証拠】 司法機関及びその他の行政法執行機関が移送した証拠資料は、審査を経て、その真実性、合法性を認定後、確定根拠とすることができる。

商標行政法執行担当部門が受領或いは法に基づき採取した第三者機関が提出した証拠、或いは他の国家機関が収集、採取した事件に関連する電子データ、当事者が保有或いは把握していない証拠などは、事実の検証を経て、証拠として使用することができる。

第 18 条【当事者一方が認めた証拠】 外部からの影響を受けずに、通報者或いは投訴人が提供した証拠を当事者が明確に認める表明した場合、当該証拠の証明力を認定することができる。但し、国益、公共利益或いは他人の合法的権益に関する事実の場合、商標行政法執行担当部門は、通報者或いは投訴人に関連証拠の提供或いは補充を命じることができる。当事者がこれを否認しても、十分な証拠を提供し反論できない場合、事件の状況を総合し当該証拠の証明力を審査、認定することができる。

通報者或いは投訴人が当事者の保有する証拠により違法事実を認定できることを証明する証拠があり、当該当事者が正当な理由なく提供を拒否した場合、当該違法事実が存在すると推定することができる。

第 19 条【異なる情況の証明力】 同一の事実を証明する複数の証拠がある場合、その証明力は、通常、以下に掲げる情況に応じてそれぞれ認定することができる：

- (1)国家機関及びその他の職能部門が職権に基づき作成した公文書は、その他の書証より優れる。
- (2)鑑定意見、現場記録、ファイル資料及び公証或いは登記書類は、その他の書証、視聴覚資料及び証人証言より優れる。
- (3)原本、原物は、複写物、複製品より優れる。
- (4)法定鑑定部門の鑑定意見は、他の鑑定部門の鑑定意見より優れる。

(5)その他の証人の証言は、当事者と親族関係或いは利害関係のある証人の証言より優れる。

(6)数種類の異なる、内容が一致している証拠は、単独の証拠より優れる。

第 20 条【認識意見の審査】 商標行政法執行担当部門は、認識意見を提出した識別人の主体資格及び認識意見の真実性を審査しなければならない。当事者に当該識別意見を覆す相反証拠がない場合、商標行政法執行担当部門は、当該識別意見を証拠として採用する。識別人が前後して提出した識別意見が相互に矛盾するとともに、合理的理由がない場合、その識別意見を採用しない。

商標権者及びその委託代理人は、権利者が生産或いはその生産許諾により生産された製品か否かの識別意見を提出する主体資格を備える。商標登録人から明確に授権している登録商標の被許諾使用人は、係争製品がその生産であるか否かの識別意見を提出する主体資格を備える。

当事者が商標権侵害の事実に関する異議を申立てた場合、商標行政法執行担当部門は、権利者の識別意見だけで商標権侵害行為を認定してはならず、その他の証拠と結びつけて総合的に判断しなければならない。その他の証拠が商標権侵害の事実を証明するのに十分である場合、権利者の識別意見がなくても商標権侵害行為を構成すると認定することができる。

第 21 条【当事者の陳述の前後矛盾の処理】 当事者の陳述の中で違法事実を自認し、後に前言を取消した場合、当事者に反証或いは反証の手がかりを提出するよう要求しなければならない。反証、反証の手がかりを提供できない、検証できない或いは検証し事実でない場合、自認を採用するとともに、その他の証拠と組合せて違法事実を認定しなければならない。

自認した違法事実が判明した事実と一致しない場合、商標行政法執行担当部門は、これを確認しない。

第 22 条【法執行部門】 本規定にいう、「商標行政法執行担当部門」とは、各クラスの市場監督管理部門と地方政府の職能に基づき商標行政法執行機能を分担して担う知的財産権、総合法執行などの部門をいう。

第 23 条【解釈単位】 本規定は、国家市場監督管理総局と国家知識産権局が解釈を担当する。

第 24 条【施行時期】 本規定は年月日から施行する。

注：上記翻訳は参考までの仮訳であり、当方が責任を負うものではありません、原文でご確認をお願いします。
参照サイト：https://www.samr.gov.cn/hd/zjdc/art/2024/art_275583fb35664df595acaf3c38cba102.html